

# **災害時における動物救護活動マニュアル**

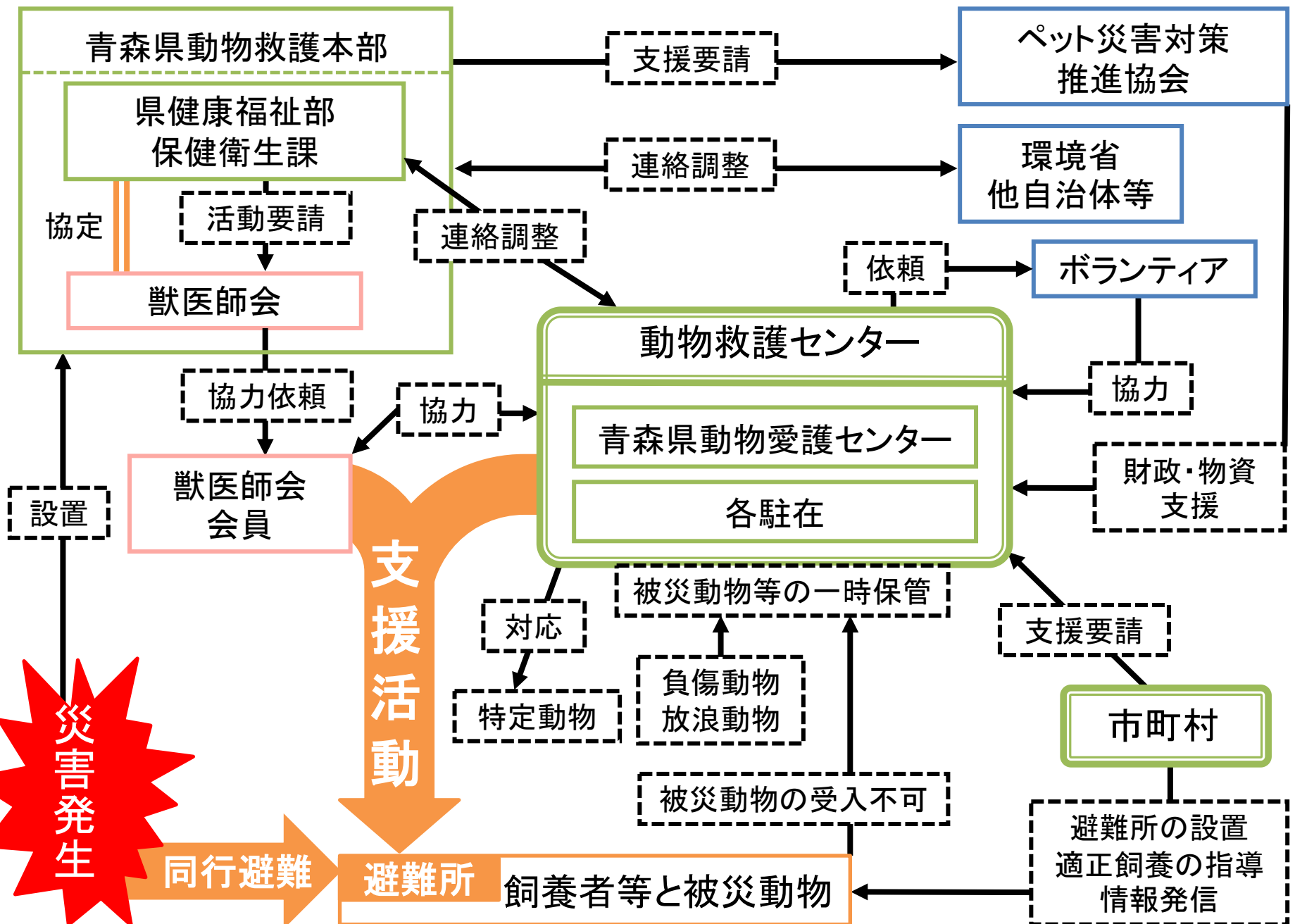
**平成28年3月18日**

**青森県健康福祉部保健衛生課**

災害時における動物救護活動マニュアル用語の解説

県	青森県
獣医師会	公益社団法人青森県獣医師会
市町村	青森県内の全市町村
青森県動物救護本部	青森県と公益社団法人青森県獣医師会により構成
動物救護センター	青森県動物愛護センター及び各駐在で構成し、被災動物対策の実務を担う
救済基金	青森県緊急災害時動物救済基金のこと 青森県動物救護本部の事業運営費であり、寄附金をもって充てる
ペット災害対策推進協会	(一財) ペット災害対策推進協会のこと (公財) 日本動物愛護協会、(公社) 日本動物福祉協会、 (公社) 日本愛玩動物協会、(公社) 日本獣医師会の4団体で構成され、大規模災害が起こった際などに活動していた緊急災害時動物救援本部の事業及び資産を引き継いで、平成26年6月25日に(一財) 全国緊急災害時動物救援本部が発足。平成28年3月8日に現在の組織名称に改正
家庭動物等	愛がん動物又は伴侶動物(コンパニオンアニマル)として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう なお、本マニュアルは、家庭動物等のうち主に犬及び猫などのペットを対象としている
被災動物	被災した家庭動物等(主に犬及び猫等のペット)をいう
放浪動物	放置せざるを得なくなり放浪状態になったペットのほか、繫留されたまま放置された状態のペットも含む
特定動物	人に危害を加える恐れのある危険な動物 動物種・飼養施設毎に県知事の許可が必要である
第一種及び第二種動物取扱業者	第一種：業(営利)として、動物の販売、保管等を行う者 第二種：非営利で、一定の動物種、頭数に該当する者
同行避難	災害発生時に、飼養者等が飼育している家庭動物等を同行し、避難場所まで安全に避難すること 避難所で人と家庭動物等の同居を意味するものではない
所有者明示	家庭動物等に迷子札、鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップ等を装着することにより、飼い主を明確にしておくこと

# 災害時における動物救護活動の概念図



# 災害時における動物救護活動

## タイムライン

## 災害時に備えた平常時の対策

県	獣医師会	ボランティア	市町村	飼養者等
<ul style="list-style-type: none"> <li>○飼養者等への普及啓発</li> <li>○体制整備</li> <li>○ボランティアの協力・人材育成</li> <li>○災害に備えた備蓄</li> <li>○避難訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飼養者等への普及啓発への協力</li> <li>○協定内容の確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地域への会員の派遣</li> <li>・被災動物の健康診断</li> <li>・被災動物の治療、ワクチン接種</li> </ul> </li> <li>○応援体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飼養者等への普及啓発への協力</li> <li>○避難訓練等への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飼い犬の登録の徹底</li> <li>○狂犬病予防注射の徹底</li> <li>○避難所及び仮設住宅における受入体制の整備</li> <li>○避難所及び仮設住宅における被災動物の飼育方法の決定</li> <li>○飼養者等への普及啓発</li> <li>○避難訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭動物等のしつけ</li> <li>○所有者明示</li> <li>○健康管理</li> <li>○災害に備えた備蓄</li> <li>○避難訓練への参加</li> <li>【特定動物の飼養者等】</li> <li>○特定飼養施設の確認</li> <li>○捕獲用具等の点検</li> <li>○緊急連絡体制等の確認</li> <li>【第一種及び第二種動物取扱業者】</li> <li>○動物の管理</li> <li>【その他】</li> <li>○多頭飼育者の動物の管理</li> </ul>

災害時における動物救護活動に関する協定

## 災害発生

## 青森県動物救護本部設置

## 災害時対策

<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集</li> <li>○青森県動物救護本部の設置</li> <li>○ペット災害対策推進協会へ支援要請</li> <li>○獣医師会への活動要請</li> <li>○関係機関との連絡・調整</li> <li>○救済基金の管理</li> <li>○情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青森県動物救護本部の設置</li> <li>○被害状況の確認と派遣要員の選定</li> <li>○避難所における健康管理の助言</li> <li>○避難所における健康診断等の実施</li> <li>○動物救護センターにおける健康診断等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○動物救護活動への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所における被災動物の飼育方法の決定</li> <li>○避難所における適正飼育の指導</li> <li>○情報収集及び情報発信</li> <li>○支援要請</li> <li>○仮設住宅における被災動物の飼育方法の決定</li> <li>○仮設住宅における適正飼育の指導</li> <li>○特定動物が逸走した場合の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○同行避難</li> <li>○適正飼育</li> <li>【特定動物の飼養者等】</li> <li>○特定飼養施設の確認</li> <li>○特定動物が逸走した場合の通報</li> <li>○特定動物の捕獲</li> <li>○特定動物の処置</li> <li>【第一種及び第二種動物取扱業者】</li> <li>○被災動物が逸走した場合の対応</li> <li>【その他】</li> <li>○多頭飼育者の被災動物が逸走した場合の対応</li> </ul>
---	---	---	---	---

## 動物救護センター(青森県動物愛護センター、各駐在)

- 被害状況の確認
- 避難所における適正飼育の支援
- 情報発信・相談窓口の設置
- 物資の提供・貸出
- 救援物資の受入
- 被災動物の保護・収容と返還・譲渡
- 負傷動物及び放浪動物の保護・収容
- ボランティアへの協力要請
- 特定動物の飼養者等に対する対応

被災や保護依頼の状況や住民の住居環境の整備状況、飼い主への返還・譲渡の状況等を総合的に勘案して本部廃止

青森県動物救護本部廃止

## 目 次

<b>第1 <u>はじめに</u></b> . . . . .	<b>1</b>
<b>第2 <u>災害時に備えた平常時対策</u></b> . . . . .	<b>2</b>
<b>1 県の役割</b> . . . . .	<b>2</b>
(1) 飼養者等への普及啓発	
(2) 体制整備	
(3) ボランティアの協力・人材育成	
(4) 災害に備えた備蓄	
(5) 避難訓練の実施	
<b>2 獣医師会の役割</b> . . . . .	<b>5</b>
(1) 飼養者等への普及啓発への協力	
(2) 協定内容の確認	
(3) 応援体制の構築	
<b>3 市町村の役割</b> . . . . .	<b>6</b>
(1) 飼い犬の登録の徹底	
(2) 狂犬病予防注射の徹底	
(3) 避難所及び仮設住宅における受入体制の整備	
(4) 避難所及び仮設住宅における被災動物の飼育方法の決定	
(5) 飼養者等への普及啓発	
(6) 避難訓練の実施	
<b>4 ボランティアの役割</b> . . . . .	<b>9</b>
(1) 飼養者等への普及啓発への協力	
(2) 避難訓練等への協力	
<b>5 飼養者等の役割</b> . . . . .	<b>10</b>
(1) 家庭動物等の飼養者等の役割 . . . . .	<b>10</b>
イ 家庭動物等のしつけ	
ロ 所有者明示	
ハ 健康管理	
ニ 災害に備えた備蓄	
ホ 避難訓練への参加	

(2) 特定動物の飼養者等の役割	14
イ 特定飼養施設の確認	
ロ 捕獲用具等の点検	
ハ 緊急連絡体制等の確認	
(3) 第一種及び第二種動物取扱業者の役割	15
動物の管理	
(4) その他	15
多頭飼育者の動物の管理	

### **第3 災害時対策** . . . . . 16

#### **1 青森県動物救護本部の体制及び役割** . . . . . 16

(1) 災害時の体制	16
(2) 保健衛生課の役割	16
イ 情報収集	
ロ 青森県動物救護本部の設置	
ハ ペット災害対策推進協会への支援要請	
ニ 獣医師会への活動要請	
ホ 関係機関との連絡・調整	
へ 救済基金の管理	
ト 情報発信	
(3) 獣医師会の役割	19
イ 青森県動物救護本部の設置	
ロ 被害状況の確認と派遣要員の選定	
ハ 避難所における健康管理の助言	
ニ 避難所における健康診断等の実施	
ホ 動物救護センターにおける健康診断等の実施	

#### **2 動物救護センター**

##### **(青森県動物愛護センター及び各駐在)の役割** . . . . . 21

(1) 災害時の体制	21
(2) 青森県動物愛護センターの役割	21
イ 被害状況の確認	
ロ 避難所における適正飼育の支援	
ハ 情報発信・相談窓口の設置	
ニ 物資の提供・貸出	
ホ 救援物資の受入	
へ 被災動物の保護・収容と返還・譲渡	
ト 負傷動物及び放浪動物の保護・収容	

チ	ボランティアへの協力要請	
リ	特定動物の飼養者等に対する対応	
(3)	各駐在の役割	26
イ	避難所における適正飼育の支援	
ロ	物資の提供・貸出	
ハ	被災動物の保護・収容と返還・譲渡	
ニ	負傷動物及び放浪動物の保護・収容	
ホ	特定動物の飼養者等に対する対応	
<b>3</b>	<b>市町村の役割</b>	<b>27</b>
(1)	避難所における被災動物の飼育方法の決定	
(2)	避難所における適正飼育の指導	
(3)	情報収集及び情報発信	
(4)	支援要請	
(5)	仮設住宅における被災動物の飼育方法の決定	
(6)	仮設住宅における適正飼養の指導	
(7)	特定動物が逸走した場合の対応	
<b>4</b>	<b>ボランティアの役割</b>	<b>29</b>
(1)	動物救護活動への協力	
(2)	動物救護活動に当たっての注意事項	
<b>5</b>	<b>飼養者等の役割</b>	<b>30</b>
(1)	被災動物の飼養者等の役割	30
イ	同行避難	
ロ	適正飼育	
(2)	特定動物の飼養者等の役割	32
イ	特定飼養施設の確認	
ロ	特定動物が逸走した場合の通報	
ハ	特定動物の捕獲	
ニ	特定動物の処置	
(3)	第一種及び第二種動物取扱業者の役割	33
被災動物が逸走した場合の対応		
(4)	その他	33
多頭飼育者の被災動物が逸走した場合の対応		

**(参考)**

資料1	参考資料	34
資料2	動物救護に係る法制度の整備状況	35
資料3	災害時における動物救護活動に関する協定の概要	41

— 様式 — . . . . . 42

- 様式 1 同行避難動物登録票
- 様式 2 同行避難動物管理台帳
- 様式 3 相談受付票
- 様式 4 行方不明動物受付票
- 様式 5 一時預かり依頼書
- 様式 6 誓約書（返還）
- 様式 7 所有権放棄届
- 様式 8 誓約書（譲渡）
- 様式 9 収容動物管理票
- 様式 10 業務日誌
- 様式 11 外来者名簿
- 様式 12 マスコミ取材簿
- 様式 13 診療記録簿
- 様式 14 動物移動記録簿
- 様式 15 薬剤機材注文表
- 様式 16 ボランティア登録用紙
- 様式 17 誓約書（一般ボランティア）
- 様式 18 誓約書（一時預かりボランティア）



## 第1 はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、内閣府が策定する防災基本計画に、避難所や仮設住宅における家庭動物等の受け入れ配慮事項が盛り込まれ、また、平成25年9月に改正された動物の愛護及び管理に関する法律において、災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策を都道府県が策定する動物愛護管理推進計画に定めることが追加された。

県では、地震等の大規模災害が発生した場合において避難所等へ避難した被災動物及びその飼養者等に対して、動物愛護の観点から必要な動物救護活動を行うため、獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結した。

また、青森県地域防災計画において、災害時における飼養動物の保護収容及び特定動物の逸走対策等の応急措置について定め、青森県動物愛護管理推進計画において、災害時に備えた平常時からの対策について規定している。

これらに定められている動物救護活動等を円滑に行うため、災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）を基本として、本マニュアルを作成するものである。

## 第2 災害時に備えた平常時対策

### 1 県の役割

#### (1) 飼養者等への普及啓発

県は、家庭動物等の飼養者等に対して、家庭動物等の適正飼育、健康管理、所有者明示及び災害発生時の備え等について指導及び普及啓発を行う。

- 飼養者等に対する普及啓発は、リーフレットの作成、ウェブサイトでの公開、広報の活用、イベントの実施などにより行う。

#### 【主な普及啓発の内容】

##### ○普段の暮らしの中での防災対策

- ・飼養者等自身の安全を確保するため、家具の固定等周囲の防災対策を行う。
- ・首輪や鎖（リード）が外れたり切れたりして逃げ出す恐れがないか確認する。

##### ○家庭動物等のしつけと健康管理

- ・むやみに吠えないようにし、ケージやキャリーバックに慣らしておくなど基本的なしつけを行う。
- ・健康管理に注意し、各種予防接種やノミを含む寄生虫の駆除をしっかりと行う。
- ・不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施する。

##### ○家庭動物等が迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）

- ・外から見えて誰でもすぐわかる迷子札と、脱落の可能性が低く確実に所有者を確認できるマイクロチップを装着する。
- ・犬の場合、狂犬病予防法に基づき、鑑札及び狂犬病予防注射済票を装着する。

##### ○家庭動物等の避難用品や備蓄品の確保

- ・家庭動物等の飼育に必要なものは、飼養者等が用意しておくべきである。ケージ（キャリーバック）、フード、水、予備の首輪、リード、トイレ用品、薬等を少なくとも5日分（できれば7日分以上が望ましい）用意する。
- ・療法食等の特別食を要する場合は、さらに長期間分を用意する。

##### ○同行避難できる避難所や避難ルートの確認

- ・飼養者等は、あらかじめ市町村に同行避難できる避難所の所在地や避難ルートを確認する。

##### ○その他

- ・長期間の飼養ができない場合に備えて、親戚や友人など家庭動物等の一時預け先を探しておく。
- ・長期間の飼養ができない状況にあり、かつ、一時預け先がない場合は、青森県動物愛護センター、各駐在及び一部ボランティアに一時保管を依頼するため、その所在地を確認しておく。
- ・車を所有していない方や高齢者の方は、あらかじめ同行避難時に車に同乗させてもらえるよう親戚や友人と話し合っておく。

○災害時の心構え

- ・災害発生時は、飼養者等自身の安全が第一である。
- ・避難をする際は、家庭動物等を落ち着かせた後、一緒に避難する同行避難が原則となる。特に大型犬は、トラブルを避けるため、日頃から十分しつけを行う。
- ・やむを得ず家庭動物等と一緒に避難できず自宅等に置いてきた場合は、自宅等に戻ることができるか市町村に相談する。
- ・避難所では、様々な人が集まり共同生活するため、咬傷事故や鳴き声への苦情、体毛や糞尿処理など衛生面でトラブルになることもあることを配慮する。

(2) 体制整備

県は、災害発生時における役割分担や被災動物の救護体制を整備するため、獣医師会及び市町村と連携し調整する。

●獣医師会及び市町村の検討事項

○獣医師会

県と獣医師会が締結した「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づく活動内容の確認

- ・被災地域への会員の派遣
- ・被災動物の健康診断の実施
- ・被災動物の治療及びワクチン接種の実施

○市町村

- ・地域防災計画等への被災動物対策（避難所や仮設住宅での被災動物の受け入れ）に関する記載
- ・避難所及び仮設住宅における被災動物の受け入れ体制の構築（避難所及び仮設住宅の設置者や管理者との調整）
- ・避難所及び仮設住宅における被災動物の飼育管理のルールづくり

(3) ボランティアの協力・人材育成

県は、あらかじめ災害発生時にボランティアの協力が得られるようにボランティアのリストを作成する。また、ボランティアに係る人材育成に努める。

- 県は、災害時に貴重なボランティアの協力が得られるように、あらかじめボランティアのリストに登録してもらうよう広く呼びかける。その際は、ボランティアの活動内容について十分説明する。  
また、ボランティアを取りまとめるボランティアコーディネーターの育成や、登録したボランティアを対象とした災害時における動物救護活動に係る研修を開催し、人材育成に努める。

#### (4) 災害に備えた備蓄

県は、災害発生時における被災動物の一時的な保護のため、ペットフード、ケージ等を備蓄し、備蓄用のペットフード、手指の消毒薬及び動物用医薬品等の有効期限（使用期限）を有するものについては計画的に更新する。

- 災害発生直後は、交通網の寸断、ガソリンや物資の不足から、すぐに物資を確保できないことを想定しておく。

県は、大規模な災害が発生した時には青森県動物救護本部を設置するとともに、現場の運営を担う組織として動物救護センター（青森県動物愛護センターと各駐在で構成）を立ち上げ、同センターは必要物品の備蓄・管理を行う。

ペットフード、トイレシート及び猫砂等については、ペット災害対策推進協会に支援要請することで、物資の支援が受けられることから必要最低限の備蓄（2週間程度）とする。

#### (5) 避難訓練の実施

県は、被災動物との同行避難を含む避難訓練を実施する。

- 災害発生時は、ケージに入れたり、知らない人に触られるなど平常時と異なる場面が多いので、避難訓練に参加することで家庭動物等も社会性を身につけることができる。

また、実際に家庭動物等を連れて避難所へ行く訓練を行うと、所要時間や危険な場所等をチェックできるので、より安全に避難することができる。

##### 【避難訓練でのチェックポイント】

- 避難所までの所要時間
- ガラスの破損や看板落下などの危険な場所
- 通行できないときの迂回路
- 避難所での家庭動物等の反応や行動
- 避難所での動物が苦手な人への配慮
- 避難所での飼育環境の確認

## 2 獣医師会の役割

### (1) 飼養者等への普及啓発への協力

獣医師会は、県及び市町村が家庭動物等の飼養者等に対して行う家庭動物等の適正飼育、健康管理、所有者明示及び災害発生時の備え等の指導及び普及啓発に協力する。

- 県及び市町村が開催する被災動物対策関連イベント（動物ふれあいフェスティバルや避難訓練など）に協力したり、リーフレットの作成、ウェブサイトでの公開、動物病院での診察時や狂犬病予防注射の実施時に飼養者等に対して普及啓発することなどが考えられる。普及啓発の内容については、第2-1-(1)を参照。

### (2) 協定内容の確認

獣医師会は、会員に対して、県と締結した「災害時における動物救護活動に関する協定」の内容を周知し、災害発生時に備える。

- 青森県動物救護本部が設置された場合の獣医師会の活動
  - 会員のうちから必要と認められる人数を動物救護活動に従事させるため被災地域へ派遣する。
  - 被災地域の巡回等により、避難所に避難した被災動物の健康診断を行い、必要に応じて治療、伝染病予防ワクチンの接種を行う。
  - 動物救護センターで一時的に保管されている被災動物の健康管理について、県から協力を求められた場合には、被災動物の健康診断を行い、必要に応じて治療を行う。

### (3) 応援体制の構築

獣医師会は、災害発生時の要員確保について検討する。

- 災害発生時には、発生地域及びその規模が平常時には想定し難いものであることから、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づく動物救護活動要員については、幾つかのバリエーションを用意し、発災地域、規模により弾力的に対応できる体制を構築しておくこと。

### 3 市町村の役割

#### (1) 飼い犬の登録の徹底

市町村は、飼養者等に対して、狂犬病予防法に基づく犬の登録と鑑札の装着を徹底させる。

- 狂犬病予防法第4条に基づき、犬の飼養者等は犬を登録することが義務づけられているが、これにより犬の所有者が明確になるだけでなく、地域でどれぐらいの犬が飼育されているか把握することで災害発生時の避難所の受け入れに備えることができる。  
鑑札は、登録されたことを証明するための標識であると同時に、記載されている登録番号で飼い犬が迷子になっても飼養者等がわかるので、しっかり装着することを飼養者等に働きかけること。

#### (2) 狂犬病予防注射の徹底

市町村は、飼養者等に対して、狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射を受けさせることを徹底させる。

- 狂犬病予防法第5条に基づき、犬の飼養者等は犬に狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならないと規定されている。また、交付された注射済票はその犬に着けておかなければならないと規定されている。  
災害発生時は、同行避難先での慣れない環境により飼い犬自身にストレスが生じたり適正飼養が十分でない場合、咬傷事故が発生する可能性もあるため、狂犬病予防注射を確実に受けさせるとともに、狂犬病予防注射を受けた犬であることを証明するための標識である注射済票を装着することが重要である。

#### (3) 避難所及び仮設住宅における受入体制の整備

市町村は、地域防災計画等に避難所及び仮設住宅での被災動物の受入れに関する記載を盛り込み、被災者と被災動物と一緒に避難し安心が得られるよう配慮する。

- 被災者が避難するときは、飼っている犬や猫などと一緒に避難する同行避難が原則となる。  
災害時の同行避難を推進することは、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全、ひいては同行避難しなかった場合の被災動物の救助にかかるコストの観点からも、有効かつ必要な措置である。  
避難所及び仮設住宅で被災動物を受け入れる体制を構築するに当たり、まずは地域防災計画等への被災動物受入れに関する記載を盛り込み、住民に周知することが重要である。

#### (4) 避難所及び仮設住宅における被災動物の飼育方法の決定

市町村は、あらかじめ避難所及び仮設住宅における被災動物の飼育方法等を決定する。

##### ●飼養できるエリアの決定

避難所や仮設住宅では、あらかじめ被災動物を飼育できるエリアと飼育禁止のエリアに分けておけば、後の飼育にかかわるトラブルも少なくなる。飼育ができるエリアは屋内が望まれるが、屋外であってもできるだけ雨風のしのげる屋根のあるスペースを確保すること。避難所では、多くの場合、被災動物とその飼養者等を含む避難者は別のスペースで生活することが想定されるが、可能な限り被災動物とその飼養者等の同居について配慮すること。ただし、その場合であっても、他の避難者へ十分配慮すること（例えば学校が避難所であって、1クラスを被災動物とその飼養者等の同居スペースとする場合、鳴き声やにおい等によるトラブルを避けるため、他の避難者と離れたクラスにする。被災動物を飼育していない被災者と動線が交わらないようクラスを決定するなど）。犬と猫等の動物は区分して飼育することが望まれる。

なお、避難所の構造上の問題などからどうしても飼育方法等を決定できず、同行避難の受け入れができない場合は、地域ごとに同行避難できる避難所を設けてあらかじめ住民に周知する方法も考えられる。

##### 【被災動物を飼育できるエリアの例示】

○被災動物とその飼養者等が共に生活する場所とその他避難者が生活する場所を分ける方法

- ・学校の場合、被災動物とその飼養者等の生活スペースと非飼養者の生活スペースを教室毎に分ける。
- ・公民館等の場合、会議室など区画された部屋を被災動物の飼養者等の生活スペースに活用する。

ただし、上記2例の場合においても、鳴き声やにおい等によるトラブルを避けるため、他の避難者と離れたクラス（会議室等）にしたり、被災動物を飼育していない被災者と動線が交わらないよう配慮する。

○被災動物の飼育場所と避難者が生活する場所を分ける方法

- ・避難所内の一角（裏側など・屋根あり）を被災動物の飼育用スペースとして活用する。
- ・避難所敷地内にプレハブ・テント等を設置して被災動物の飼育用スペースとして活用する。
- ・学校の場合、別棟のスポーツ施設等を被災動物の飼育用スペースとして活用する。
- ・スポーツセンター等の場合、体育館を避難者用生活スペースとし、他の屋内競技施設等を被災動物の飼育用スペースとして活用する。

- 被災動物の飼育・管理は、飼養者等の責任で行うこととなるが、あらかじめ避難所の管理者と給餌、糞尿の処理、ケージの洗浄・消毒等についてルールを決めておき、被災動物を飼育していない被災者へ配慮する必要がある。

- 飼育場所

- 飼育方法（ケージ飼い、逸走しないよう支柱に繋ぐなど）

- 給餌・給水の場所、時間帯、後片付け（定時に行い、速やかに後片付けなど）

- 排泄の場所とその処理方法（速やかに袋に入れるなど）

- ケージの洗浄の場所、頻度など

- 「飼養者等の会」の立ち上げ（飼養者等同士が協力できる体制を構築する）

- 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は、同行避難した被災動物とは区別し、原則、被災者と同じスペースで生活できるものであること。

- 【身体障害者補助犬】

- 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬の3種の犬のことをいう。それぞれ仕事内容は異なるが、身体障害者の自立と社会参加を促進するという目的は同じである。

- 避難所で被災動物の受け入れができない場合、同行避難した被災者が車中泊するケースがある。このような場合、エコノミークラス症候群についての注意喚起や最寄の被災動物を受け入れることのできる避難所の情報提供を行うことが望まれる。

- 【エコノミークラス症候群】

- 自家用車の車内のように狭い空間で長時間じっとしていると、脚の血の流れが滞って小さな血の塊ができ、それが肺などに詰まるエコノミークラス症候群になる危険性がある。定期的に車外に出て運動したり、水分をこまめにとって血の巡りをよくするよう心がけること。

## （5）飼養者等への普及啓発

市町村は、飼養者等に対して、家庭動物等の適正飼養と同行避難を含めた災害時対策について普及啓発を行う。

- 飼養者等に対する普及啓発に当たっては、リーフレットの作成、ウェブサイトでの公開、広報や回覧板等の活用、同行避難を含めた避難訓練の実施などが考えられる。普及啓発の内容については、第2-1-(1)を参照。



#### (6) 避難訓練の実施

市町村は、被災動物との同行避難を含む避難訓練を実施する。

- 同行避難を含む避難訓練については、第2-1-(5)を参照。

### 4 ボランティアの役割

#### (1) 飼養者等への普及啓発への協力

被災動物対策に協力できるボランティアは、あらかじめ県が作成するボランティアのリストへ登録し、県が家庭動物等の飼養者等に対して行う、家庭動物等の適正飼養、健康管理、所有者明示及び災害発生時の備え等の普及啓発に協力する。

- ボランティアによる被災動物対策に関する普及啓発への協力としては、主に県が開催する動物ふれあいフェスティバル等のイベントでの協力を想定している。  
普及啓発の内容については、第2-1-(1)を参照。

#### (2) 避難訓練等への協力

ボランティアは、同行避難を含む避難訓練等に協力する。

- 平常時から県などが行う取組について理解を深め、行政と協力関係を築くことが、災害発生時の対応に不可欠と考えられる。

## 5 飼養者等の役割

### (1) 家庭動物等の飼養者等の役割

#### イ 家庭動物等のしつけ

飼養者等は、他人への迷惑防止や家庭動物等自身のストレス軽減のため、普段から基本的なしつけを行う。

- 避難所で迷惑にならないように、むやみに吠えない、キャリーバックやケージに慣らしておく、他人に友好的に接することができるなどのしつけを普段から行うこと。これは周りの人のためでもあり同時に、家庭動物等のストレスを少なくすることにつながるものである。

#### 【基本的なしつけ】

##### ○犬の場合

- ・「待て」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけができていないこと。
- ・ケージの中に入ることを嫌がらないこと。
- ・不必要に吠えないこと。
- ・人を怖がったり攻撃的にならないこと。
- ・決められた場所で排泄できること。

##### ○猫の場合

- ・ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないこと。
- ・人や他の動物を怖がらないこと。
- ・猫用トイレで排泄できること。

#### 【ケージに慣らす方法】

ケージの中でもおとなしく落ち着いていられるように普段から慣らしておくこと。避難所の慣れない環境でも、慣れ親しんだ囲われた場所があることは、家庭動物等の心を落ち着けるとともに、飼養者等にとっても家庭動物等を管理しやすくなる。日常生活でも留守番や来客の際、車での移動時などに役立つ。

○普段から休めるスペースとして開放しておく。

○中でリラックスしているのを見つけたらほめる。

○中でおやつやフードを与えるなど良い印象をもたせる。

○動物病院に行く手段や閉じ込められる場所などを、悪い印象に結びつかないようにする。

□ 所有者明示

飼養者等は、家庭動物等に名札等をつけて所有者明示に努める。また、犬の場合、狂犬病予防法に基づき、鑑札及び狂犬病予防注射済票を装着する。

- 突然の災害では家庭動物等と離れ離れになる可能性があるため、家庭動物等が迷子になりどこかで保護されたとき、すぐに飼養者等がわかるように、普段から身元を示すものをつけておくこと。その際は、外から見えて誰でもすぐわかる迷子札をつけるとともに、半永久的に識別可能で確実に所有者を確認できるマイクロチップを入れるといった、二重の対策をとること。なお、室内飼いの小型犬や完全室内飼いの猫でも、パニックになって開いた扉から逃げ出したり、地震等で倒壊した壁の隙間から外に出て行方不明になった事例が多数報告されている。災害はいつ起こるか予想できないため迷子札等を装着した首輪を常につけておくこと。過去の災害では、迷子の間に瘦せて首輪が取れてしまった事例も起きていることからマイクロチップも忘れずに入れること。

【所有者の明示】

○犬の場合

- ・首輪
- ・鑑札
- ・狂犬病予防注射済票
- ・連絡先を書いた迷子札
- ・マイクロチップ

○猫の場合

- ・首輪
- ・連絡先を書いた迷子札
- ・マイクロチップ

ハ 健康管理

飼養者等は、家庭動物等の健康管理に注意し、各種予防接種や寄生虫の駆除を行う。また、不必要な繁殖防止のほか、性的ストレスの軽減、感染症の防止、無駄吠え等の問題行動の抑制などの効果もあることから不妊・去勢手術を行う。

- 突然の災害は被災者にも被災動物にも大きなストレスがかかる。さらに、慣れない避難所で、大勢の被災者や見知らぬ被災動物と一緒に生活では体調を崩しがちである。普段から、健康状態に注意し、ブラッシングで抜け毛をとるなど家庭動物等の体を清潔に保ち、各種予防接種やノミを含む寄生虫の駆除をしっかりと行うこと。

【健康管理の概要】

○犬の場合

- ・食事に注意しながら適度な運動
- ・ブラッシング等によるボディチェックや排泄物のチェック
- ・狂犬病予防注射と各種ワクチン接種
- ・犬フィラリア症など寄生虫の予防及び駆除
- ・不妊・去勢手術（繁殖を予定していない場合）

○猫の場合

- ・食事に注意しながら適度な運動
- ・ブラッシング等によるボディチェックや排泄物のチェック
- ・各種ワクチン接種
- ・寄生虫の予防及び駆除
- ・不妊・去勢手術（繁殖を予定していない場合）

ニ 災害に備えた備蓄

飼養者等は、避難所において被災動物の飼育に必要なもの（フード、水、リード等）をあらかじめ用意し、同行避難に備える。

- ライフラインの寸断、緊急避難時などに備え、必要な物資の備蓄をすること。避難所では、人に対する準備はされているが、被災動物に対する備えは基本的に飼養者等の責任になる。また、救援物資が届くまでには時間がかかるので、少なくとも5日分は用意しておくこと。持ち出し品には優先順位をつけ、優先度の高いものはすぐに持ち出せるようにすること。その他のものは、分かりやすいところにまとめて保管し、状況に応じて判断すること（いったん避難した後に自宅にもものを取りに戻る際には、市町村の指示に従うこと）。

【被災動物のための持ち出すものリスト】

○優先順位1（必ず必要なもの）

命や健康にかかわるものは持ち出しやすい身近なところに置いておくこと。

- ・療法食、薬
- ・5日以上以上のフード、水
- ・予備の首輪、リード（伸びないもの）
- ・食器
- ・ガムテープ（ケージの補修など多用途に使用可能）
- ・ケージやキャリーバック

○優先順位2（できれば持参したいもの）

飼養者等や家庭動物等の情報を記録したものを用意しておくこと。

- ・飼養者等の連絡先
- ・家庭動物等の写真
- ・ワクチン接種状況
- ・既往症、健康状態
- ・かかりつけの動物病院

○優先順位3（できれば持参したいもの）

ペット用品は分かりやすいところにまとめておくこと。

- ・ペットシート
- ・排泄物の処理用具
- ・タオル
- ・ブラシ
- ・おもちゃ
- ・洗濯ネット（猫の場合）
- ・トイレ用品（猫の場合は使い慣れたトイレ砂）

○その他：被災動物と離れ離れになったとき、被災動物の写真（携帯電話の画像）があるとポスター作成や飼養者等の証明に役立つ。

ホ 避難訓練への参加

飼養者等は、県及び市町村が実施する被災動物との同行避難を含む避難訓練に参加する。

- 同行避難を含む避難訓練については、第2-1-(5)を参照。

## (2) 特定動物の飼養者等の役割

### イ 特定飼養施設の確認

特定動物の飼養者等は、特定飼養施設の管理責任者を明確にし、施設の施錠・鍵の確認等及び施設の安全確認を行うとともに、特定動物の脱出等の防止に努める。確認の結果、補修が必要と認められた場合は、直ちに改善を図る。

#### ●特定飼養施設の管理

- 特定動物の逸走を防止するため、特定飼養施設の状況について1週間に1回以上点検を行うこと。
- 屋外に設置された擁壁式施設等において特定動物を飼養又は保管する場合にあっては、雪、風雨による飛来物等の堆積等により特定動物の逸走を容易にする事態が生じていないか、1日1回以上点検を行うこと。
- 点検の結果、異常を認めたときは、速やかに補修その他の必要な対応を講じること。

### ロ 捕獲用具等の点検

特定動物の飼養者等は、特定動物用の捕獲用具、備蓄フード及び飲用水等の点検を行うとともに、捕獲用具等についてはその使用方法を熟知しておく。

- 特定動物は人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物であり、逸走から事故につながりかねないことから同行避難するのではなく、許可を受けた特定飼養施設で管理すること。万一、逸走した場合の捕獲方法について想定しておくこと。

### ハ 緊急連絡体制等の確認

特定動物の飼養者等は、災害発生時の体制、特定動物逸走時の対応及び緊急連絡体制について整備し、定期的に確認する。

また、特定動物逸走時に青森県動物愛護センターの他、警察、地元市町村、猟友会等の協力が得られるように平常時から連携構築に努める。

- 災害時に特定動物を飼えなくなる場合も想定し、あらかじめ特定動物の譲渡先を検討し、緊急連絡先として整備しておくこと。

特定動物逸走時には、原則として特定動物の飼養者等が捕獲するものであるが、近隣住民等の生命・身体の損害が危惧されるため、捕殺等の可能性を含め、当該動物の専門家及び警察等との連携が求められる。

### (3) 第一種及び第二種動物取扱業者の役割

#### 動物の管理

第一種及び第二種動物取扱業者は、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じる。

- 災害時に多くの被災動物を飼えなくなる場合も想定し、あらかじめ被災動物の受入先を検討し、緊急連絡先として整備しておくこと。

### (4) その他

#### 多頭飼育者の動物の管理

多頭飼育者は、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じる。

- 多頭飼育者については、第一種及び第二種動物取扱業者に準じて対応すること。

## 第3 災害時対策

### 1 青森県動物救護本部の体制及び役割

#### (1) 災害時の体制

災害時に、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき県及び獣医師会が協議を行い青森県動物救護本部が設置された場合、「青森県動物救護本部設置要綱」に基づき事務局を青森県健康福祉部保健衛生課（以下「保健衛生課」という。）に設置する。

青森県動物救護本部の設置と同時に動物救護センターを立ち上げ、動物救護活動を実施する。動物救護センターは、青森県動物愛護センター及び各駐在で構成する。

●動物救護施設は、飼養者等からの一時預かりや負傷動物、保護・収容した放浪動物の飼育管理等を行う際に必要となる。

県では、災害発生時における当該施設の設置、運営及び撤収にかかる費用や迅速な対応という観点から、動物救護施設として既存の施設である「青森県動物愛護センター及び各駐在」を活動の拠点とする。

なお、被災動物の収容の限界を超える場合は、一時預かりや譲渡の受入先としてボランティア団体等の協力を得ながら活動を行う。

#### (2) 保健衛生課の役割

##### イ 情報収集

保健衛生課は、青森県災害対策本部及び青森県動物愛護センター等から被災状況及び同行避難の状況等の情報収集を行う。

##### ●青森県災害対策本部

健康福祉部保健衛生班の分担事務

- 感染症予防等の広報宣伝に関すること。
- 検疫戸口調査及び健康診断に関すること。
- 清潔方法及び消毒方法に関すること。
- 臨時予防接種に関すること。
- 防疫用薬品に関すること。
- 細菌化学検査に関すること。
- 給水に関すること。
- 死亡獣畜の処理に関すること。
- 食品監視に関すること。
- 墓地及び埋葬に関すること。



ロ 青森県動物救護本部の設置

保健衛生課は、青森県災害対策本部や青森県動物愛護センター等からの被害状況等の報告をもとに、災害の規模や被災状況等を勘案して、獣医師会と青森県動物救護本部の設置について協議を行う。

- 「災害時における動物救護活動に関する協定」の第1条（救護本部の設置）に基づき、青森県動物救護本部の設置について協議を行う。  
なお、「災害時における動物救護活動に関する協定」の運用等に関しての県の連絡窓口は保健衛生課とする。

ハ ペット災害対策推進協会への支援要請

保健衛生課は、動物救護センターと連携して、備蓄品等が不足するおそれがある場合はペット災害対策推進協会へ支援要請を行う。

- 平時より青森県動物愛護センターに配備したペットフード等の備蓄品の保管状況を確認しておく。ペット災害対策推進協会への支援要請は、被災状況及び被災動物の種類・数等を把握の上、不足することが見込まれる救援物資の種類・量等がある程度把握した上で行う。なお、救援物資の到着先は動物救護センターとし、当該センターが保管・配送拠点を兼ねる。

ニ 獣医師会への活動要請

保健衛生課は、動物救護センターで一時的に保管されている被災動物の健康診断及び治療が必要な場合、獣医師会へ協力を求める。

- 「災害時における動物救護活動に関する協定細目」の第3条（被災地域における被災動物の健康管理支援）に基づき活動を要請する。

ホ 関係機関との連絡・調整

保健衛生課は、動物救護センターの他、必要に応じて関係機関と連絡調整を行う。

- 関係機関とは、獣医師会の他、環境省、都道府県等の他自治体及び緊急災害時動物救援本部等を想定している。  
なお、県内市町村及びボランティアとの連絡・調整は動物救護センターが行うこととする。

## へ 救済基金の管理

保健衛生課は、救済基金に充てる寄附金の募集及び管理を行う。

### ●救済基金の管理

#### ○収入

寄附金をもって充てる。

#### ○支出

救済基金からの支出は、動物救護活動の終了後に報告される活動内容に基づき、救護本部会議で決定する。なお、活動に従事する者への手当は原則として支給しない。

- ・ 支援物資の購入経費
- ・ 「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき行った治療及び伝染病予防ワクチンの接種に関して、治療に要した検査、薬剤及び器具類に係る経費

#### ○精算

救済基金は活動の終了をもって精算する。

## ト 情報発信

保健衛生課は、報道機関やホームページ等を通じて積極的に情報の発信を行う。

### ●情報発信の内容

災害時のインフラの被害状況にもよるが、特にラジオ及びホームページによる情報発信を重点的に行う。

#### ○活動内容

#### ○活動状況

#### ○寄附金の募集及び救済基金の運営状況

### (3) 獣医師会の役割

#### イ 青森県動物救護本部の設置

獣医師会は、災害の規模や被災状況等を勘案して、県と青森県動物救護本部の設置について協議する。

- 「災害時における動物救護活動に関する協定」の第1条（救護本部の設置）に基づく。協議の結果、青森県動物救護本部を設置した場合は、青森県動物救護本部に参画し、可能な限り誠意を持って動物救護活動に従事する。  
なお、「災害時における動物救護活動に関する協定」の運用に関しての獣医師会の連絡窓口は獣医師会の事務局とする。

#### ロ 被害状況の確認と派遣要員の選定

獣医師会は、動物病院等診療施設の被害状況を確認し、市町村が設置した避難所への派遣要員を選定する。

- 獣医師会は、会員の安否確認、動物病院等診療施設の被害状況の把握、会員からの情報、県との連絡等を通じて、まず動物救護対策の体制整備のための基本的な事項を確認する。獣医師会の会員自らが被災して十分な支援が行えない場合も含め、大規模災害時においては、一律に対応することはできないので、被災の程度やその範囲を考慮し、弾力的に対応できるようあらかじめ想定しておく。

#### ハ 避難所における健康管理の助言

獣医師会は、選定した会員のうち必要と認められる人数を市町村が設置した避難所へ派遣し、被災動物の飼育方法及び衛生管理方法等を含む健康管理に関する助言を行う。

- 派遣に当たっては、被災地周辺の安全確認、避難所の場所、必要な人員の確保、持参する資材などを確認する。飼養者等に対しては、被災動物を世話し観察する中で異常を早期発見できるよう促す。

【飼養者等への助言の例】

○観察

- ・ 行動、元気、仕草の変化
- ・ 食べる量の変化
- ・ 抜け毛の量
- ・ 糞や尿の状態や頻度

○スキンシップ

- ・ 皮膚の張りや毛の状態
- ・ 触られた時の被災動物の反応  
(併せて、首輪の状況や所有者明示の確認)

○ブラッシング

- ・ 皮膚病や寄生虫などの病気の防止

ニ 避難所における健康診断等の実施

獣医師会は、市町村が設置した避難所に避難した被災動物の健康診断を行い、必要に応じて治療、伝染病予防ワクチンの接種を行う。

- 獣医師会が被災動物に対して行う治療の対象は、災害に起因する外傷及び心因性疾患等とし、手術や入院を含む治療の方法及び予後の管理方法等については、治療に当たった獣医師が、飼養者等と協議の上で判断する。  
なお、獣医師会が行った治療及び伝染病予防ワクチンの接種に関しては、治療に要した検査、薬剤及び器具類に係る経費について、救済基金から支出することができる。

ホ 動物救護センターにおける健康診断等の実施

獣医師会は、動物救護センターで一時的に保管されている被災動物の健康管理について、県から協力を求められた場合には、被災動物の健康診断を行い、必要に応じて治療を行う。

- 上記エ（避難所における健康診断等の実施）に準じて対応する。

## 2 動物救護センター（青森県動物愛護センター及び各駐在）の役割

### （1）災害時の体制

動物救護センターに所長1名、副所長1名を置く。所長は青森県動物愛護センター所長をもって充て、副所長は所長が指名する者をもって充てる。

●動物救護センターは災害時に飼養者等からの一時預かりや負傷動物、保護・収容した放浪動物の飼育管理等を行う際に必要となる。

緊急対応が求められる災害状況下において、動物救護センターの設置に当たっては、「早急な設置・運営」と「収容動物のストレスを軽減できる飼育環境の整備」とのバランスが重要である。

そこで災害時には、限られた資金や時間を効率的に活用するため、既存の青森県動物愛護センター及び各駐在で構成される動物救護センターを設置し、平常時の組織のまま円滑に動物救護活動に対応できるようにする。

各駐在は、青森県動物愛護センターの指示に従い、動物救護活動に従事する。

### （2）青森県動物愛護センターの役割

#### イ 被害状況の確認

青森県動物愛護センターは、災害発生時に、直ちに関連施設の被害状況を確認するとともに、可能な限り、避難所への被災動物の搬入・飼育状況及び必要物品の把握等を行い、保健衛生課に報告する。

●関連施設とは、青森県動物愛護センター本体施設及び管理施設、各駐在の動物収容施設、特定飼養施設を指す。

災害発生時は、可能な限り早い段階で緊急連絡網等を活用し、各市町村と連絡をとり、同行避難の状況や必要物品の把握に努める。

#### ロ 避難所における適正飼育の支援

青森県動物愛護センターは、獣医師会及び市町村と協力しながら、避難所において被災動物が健康を保持し、適正飼育されるよう被災動物の健康相談等の支援を行う。

●災害時は被災者も被災動物も多大なストレスを感じる。ストレス下の被災動物は、むやみに吠える、周りの人を怖がり攻撃的になる、食欲がなくなる、排泄をしない、下痢をするなどの問題が出てくることがある。飼養者等が、被災動物の体調に気を配り、不安を取り除くよう心がけることを指導する。

また、物資が不足し、免疫力が低下したり、衛生を確保することが難しい場合もあるため、被災者も被災動物も体調を崩したり病気が発生しやすくなる。被災動物の排泄は決められた

ところでさせ、速やかに処理するなど、できる限り衛生に注意するよう指導する。

## ハ 情報発信・相談窓口の設置

青森県動物愛護センターは、チラシやホームページ等を通じて積極的に保護動物や動物救護活動に関する情報の発信を行う。また、被災動物に関する相談窓口を設置する。

- 災害発生直後、インフラの被害により効果的に情報の発信ができない場合は、市町村の協力を得ながら、印刷物等の掲示やチラシの配布等に対応する。また、報道機関を活用して情報発信する場合は、保健衛生課を通じて行う。

### ○情報発信の内容

- ・活動内容
- ・避難所における被災動物の適正飼育
- ・保護動物に関する情報

### ●相談窓口の設置

- 被災者が避難所において被災動物と円滑に生活できるよう支援するため、相談窓口を設置する。

## ニ 物資の提供・貸出

青森県動物愛護センターは、同行避難した被災動物に対し、被災地市町村の災害対策本部等を通じ、可能な限りペットフードや飼育用品の提供及びケージ等の貸し出しを行う。

- 避難生活が長期化すると、飼養者等が持参したペットフード等だけでは不足する。そのため、青森県動物愛護センターは、各市町村災害対策本部等から支援要請を受けた場合は、備蓄している物資やペット災害対策推進協会からの救援物資を分配する。

また、各市町村への電話や避難所への定期的な巡回等により避難所で必要としている物資、数量等を情報収集し、救援物資の提供・貸出を行う。

### 【救援物資で役立った物、不足した物の例】

#### ○役立った物

フード類、ケージ類、猫砂、ペットシート、衛生用品、組み立て式テント、リード、首輪、新聞紙等

#### ○不足した物

水、ペットシート、猫砂、ケージ、ウンチ袋、検査キット等

#### ホ 救援物資の受入

青森県動物愛護センターは、保健衛生課と連携し、ペット災害対策推進協会から救援物資の受け入れを行う。

- 災害発生直後は、青森県動物愛護センターに備蓄した物資等を計画的に必要な市町村へ提供・貸出を行うが、避難生活の長期化が見込まれる場合は、早めに保健衛生課を通じて、ペット災害対策推進協会に支援要請を行う。救援物資を受け入れた青森県動物愛護センターは、収集した情報を基に、必要に応じた救援物資の分配を行う。

#### へ 被災動物の保護・収容と返還・譲渡

青森県動物愛護センターは、災害のために飼養継続が困難となった被災動物及び飼養者等が一時的な保護預かりを希望する被災動物については、一定期間保護収容し、飼養者等の安心を確保するとともに、飼養者等へ返還、又は譲渡支援により新たな飼い主を探す。

- 青森県動物愛護センターにおける保管期間は原則2週間以内とし、必要に応じて適宜延長する。

#### ト 負傷動物及び放浪動物の保護・収容

青森県動物愛護センターは、負傷動物の救護及び放浪動物の保護・収容に当たるとともに、必要に応じて保健衛生課を通じて健康診断及び治療について獣医師会に協力を求める。

- 放浪動物の保護は、人及びその財産への危害防止の観点からも重要である。  
負傷動物は基本的に青森県動物愛護センターに保護・収容するが、重症の場合や長期の治療が必要となる場合は、獣医師会と協議し、協力可能な動物病院に保護・収容することも検討する。

#### チ ボランティアへの協力要請

青森県動物愛護センターは、避難所の数や被災動物が多い場合には、あらかじめ登録したボランティアに協力を要請する。

- 青森県動物愛護センターは、災害時対応のリーダーシップを身に付けたボランティアリーダーを中心として、円滑に活動を行うことができるようボランティアを取りまとめること。ボランティアの業務内容は、災害発生時の状況にもよるが、収容した被災動物の世話（給餌、給水、運動、清掃など）を想定している。第一種及び第二種動物取扱業者や多頭飼育者から一定期間保護収容する場合は、青森県動物愛護センターの保護収容能力を超える恐れもあることから、対応可能なボランティアに協力を要請すること。

#### リ 特定動物の飼養者等に対する対応

##### (イ) 特定飼養施設の被害状況の確認

青森県動物愛護センターは、特定飼養施設の被害状況及び特定動物の飼養状況について確認するとともに、各駐在と連携し、逸走防止及び人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、特定動物の飼養者等に対して適正飼養の指導・支援を行う。

- 特定動物の飼養者等が、災害時に特定動物を飼えなくなる場合も想定して、あらかじめ特定動物の飼養者等が譲渡先を検討するよう指導する。

##### (ロ) 特定動物が逸走した場合の対応

青森県動物愛護センターは、飼養者等からの通報または監視により、特定動物が逸走したことを確認した場合は、直ちに各駐在、市町村及び警察署等に通報すると同時に、関係機関と連携しながら周辺住民に周知を図り、特定動物による危害の発生を防止する。

- 特定動物の逸走・遺棄個体の発見時における対応は、平常時の動物愛護行政と異なり、住民や担当職員の生命・身体の損害が危惧されるため対応が大きく異なる。原則として、飼養者等自ら捕獲に努めることとしているが、種によっては捕獲に時間を要する又は困難となる恐れもあるので、特に市町村を通じた住民への周知を徹底すること。



(ハ) 特定動物の捕獲が困難な場合の対応

青森県動物愛護センターは、逸走した特定動物の捕獲が困難と判断され、人の生命・身体又は財産を侵害すると認められた場合は、当該動物を殺処分する等必要な措置を命ずる。

- 人の生命、身体等に対する侵害を防止する観点から、やむを得ないと判断される場合に限り、飼養者等の責任においてできるかぎり特定動物に苦痛を与えない方法によって殺処分を行う。

### (3) 各駐在の役割

#### イ 避難所における適正飼育の支援

各駐在は、獣医師会及び市町村と協力しながら、避難所において被災動物が健康を保持し、適正飼育されるよう被災動物の健康相談等の支援を行う。

#### ロ 物資の提供・貸出

各駐在は、同行避難した被災動物に対し、被災地市町村の災害対策本部等を通じ、可能な限りペットフードや飼育用品の提供及びケージ等の貸し出しを行う。

#### ハ 被災動物の保護・収容と返還・譲渡

各駐在は、災害のために飼養継続が困難となった被災動物及び飼養者等が一時的な保護預かりを希望する被災動物については、一定期間保護収容する。

- 各駐在における保管期間は原則2週間以内とし、必要に応じて適宜延長する。  
なお、必要に応じて、青森県動物愛護センターに搬送し保管する。

#### ニ 負傷動物及び放浪動物の保護・収容

各駐在は、負傷動物の救護及び放浪動物の保護・収容に当たるとともに、健康診断及び治療が必要な場合は、青森県動物愛護センターへ連絡する。

#### ホ 特定動物の飼養者等に対する対応

##### (イ) 特定飼養施設に対する指導・支援

各駐在は、青森県動物愛護センターが行う特定動物の逸走防止及び人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るための、特定動物の飼養者等に対する適正飼養の指導・支援の補助を行う。

##### (ロ) 特定動物が逸走した場合の対応

各駐在は、特定動物の飼養者等からの通報または監視により、特定動物が逸走したことを確認した場合は、直ちに青森県動物愛護センターに連絡し、関係機関と連携しながら周辺住民に周知を図り、特定動物による危害の発生を防止する。

### 3 市町村の役割

#### (1) 避難所における被災動物の飼育方法の決定

市町村は、避難所の状態、被災動物の数及び季節等を考慮し、避難所における被災動物の飼育スペースや飼育方法を決定する。

- 避難所における被災動物の飼育スペースや飼育方法については、平常時にあらかじめ決定することとしている（第2-3-(4)参照）が、災害の規模、避難所の状態、同行避難者及び被災動物の数、季節、天候等を考慮し、実状に応じて飼育スペースや飼育方法を決定する。

#### (2) 避難所における適正飼育の指導

市町村は、避難所における飼育ルールや衛生管理方法等について飼養者等への指導を行う。

- 避難所での被災動物の飼育に起因した苦情やトラブルの原因として、鳴き声、におい、毛の飛散、糞の放置などが挙げられる。避難所で、被災者と被災動物が秩序ある共同生活を営むため、飼養者等自身が適正飼育に努めるとともに、原則として飼養者等で「飼養者等の会」を立ち上げて、飼養者等が相互に協力して、飼育スペースの衛生管理や適正飼育を行うよう促す。

#### (3) 情報収集及び情報発信

市町村は、避難所への定期的な巡回や相談窓口の設置等により情報収集を行う。また、市町村や青森県動物愛護センターが開設する被災動物に係る相談窓口の周知や保護動物等に係る情報提供に努める。

- 被災者が支援を求める場合の相談窓口の連絡先や支援内容を避難所に掲示等で周知する。また、動物救護センターと連携し、飼養者等とはぐれて保護された被災動物に係る情報提供を行う際は、当該動物の写真や特徴を付けるなどするとともに、長期放浪により飼養者等とはぐれた場所から移動している可能性も考慮し、できるだけ多くの避難所に情報提供を行い、早期に飼養者等へ返還できるように配慮する。

#### (4) 支援要請

市町村は、飼養者等が避難所に持参したペットフード等が不足するおそれがある場合は、青森県動物愛護センターへ支援要請を行う。

- 避難生活が長期化し物資が不足する場合は、原則として、被災地市町村の災害対策本部等の単位で必要な物資・数量等を取りまとめの上、青森県動物愛護センターに支援要請を行う。ただし、救援物資は、青森県動物愛護センターの備蓄品やペット災害対策推進協会からの救援物資を分配するため限りがあることに留意すること。

#### (5) 仮設住宅における被災動物の飼育方法の決定

市町村は、仮設住宅の形態、被災動物の数等を考慮し、仮設住宅における被災動物の飼育ルール等を決定する。

- 避難所と同様に、仮設住宅においても被災動物を飼育するルールを徹底し、被災動物を飼育している人と飼育していない人との共通理解を構築する必要がある。飼育方法の決定に当たっては、仮設住宅の状況（形態・立地場所・地域数）、同行避難者及び被災動物の数・種類・飼育形態を考慮する。

##### 【仮設住宅における対応のポイント】

- 基本的に仮設住宅で飼育できることを前提とすること。
- 原則、室内飼育とすること。
- 飼養者等と非飼養者等の居住場所を区分すること。
  - ・仮設住宅の入居者を割り振る際に、あらかじめ飼養者等と非飼養者等で居住区域を区分すること。
  - ・1つの居住区域内で、飼養者等と非飼養者等を区分すること。
- 仮設住宅で被災動物の飼育が困難な場合は、被災者の居住するスペースとは別に、被災動物の飼育用施設を設置するなど配慮すること。

#### (6) 仮設住宅における適正飼養の指導

市町村は、仮設住宅での被災動物の飼育ルールや衛生管理方法等について飼養者等への指導を行う。

- 仮設住宅での被災動物の飼育に起因した苦情やトラブルの原因として、鳴き声、におい、毛の飛散、糞の放置などが挙げられる。仮設住宅で、被災者と被災動物が秩序ある共同生活を営むため、飼養者等自身が適正飼育に努めるとともに、原則として飼養者等で「飼養者等の会」を立ち上げて、飼養者等が相互に協力して、飼育スペースの衛生管理や適正飼育を行うよう促す。

#### (7) 特定動物が逸走した場合の対応

市町村は、住民や特定動物の飼養者等からの通報により、特定動物が逸走したことを確認した場合は、直ちに青森県動物愛護センター及び警察署等に通報すると同時に、関係機関と連携しながら周辺住民に周知を図り、特定動物による危害の発生を防止する。

## 4 ボランティアの役割

### (1) 動物救護活動への協力

ボランティアは、収容した被災動物やその身の回りの世話等、動物救護センターの活動に協力する。

●動物救護センターを運営する上で、収容した被災動物の飼育管理等の作業を行うボランティアの協力は貴重である。

【想定しているボランティアの業務内容】

○収容した被災動物の世話

- ・ 給餌
- ・ 給水
- ・ 運動（散歩等）

○収容した被災動物の身の回りの世話

- ・ 犬舎・猫舎の清掃、消毒、運動スペース・ケージなどの清掃管理
- ・ 被災動物の手入れ（シャンプー、ブラッシングなど）

○動物救護センターの運営維持

- ・ 必要品の買い出し
- ・ 動物救護センター施設の維持管理（掃除等）
- ・ 支援物資の運搬・補助

○必要に応じて被災動物（捕獲した犬を含む）の運搬

○必要に応じて被災動物の一定期間の保護収容

### (2) 動物救護活動に当たっての注意事項

ボランティアは、環境の変化やストレスにより攻撃的になっている被災動物もいることから、咬傷事故等に遭わないよう十分注意する。

## 5 飼養者等の役割

### (1) 被災動物の飼養者等の役割

#### イ 同行避難

飼養者等は、被災動物の同行避難に努め、やむを得ず同行避難できない場合は、動物愛護の観点から災害発生直後の緊急時等やむを得ない期間を除き、長期にわたり被災動物を放置しないよう努める。

#### ●災害が発生した場合の対応

○災害が発生したとき、まずは、自分の身の安全を確保し、被災動物の安全を守ることが大切である。地震の場合は、ガラス面や家具から離れ、丈夫なテーブルや机の下に身をかくし、クッション、雑誌などで頭を保護する。揺れが収まったら火の始末をして、ガスの元栓を閉めて、ドアを開けて避難経路を確保する。

○突然の災害では、被災動物もパニックになりいつもと違う行動をとることがある。興奮している被災動物に不用意に手を出して咬まれるなど思わぬけがをしないよう気を付けること。

飼養者等が動転していると被災動物にも伝わるので、飼養者等が落ち着いて、普段通りの言葉をかけるなど、被災動物を落ち着かせるよう努めること。

○室内のガラスの飛散や倒壊家具などに注意して、非常用備蓄品を用意し、被災動物と同行避難する。

・犬の場合は、リードをつけ、首輪が緩んでいないか確認し、ケージに入れて同行避難すること。ただし、小型犬でキャリーバッグに入れる場合は、扉が開かないようガムテープなどで固定すること。

・猫の場合は、ケージ又はキャリーバッグに入れて同行避難すること。キャリーバッグの扉は開かないようガムテープなどで固定すること。

○避難所への移動の際は、キャリーバッグやケージを車に載せて、又はしっかり抱えて被災動物の安全に気を配ること。倒壊した建物や切れた電線など、避難所までの経路には危険な箇所があるので、足元や頭上に気を配り、落ち着いて行動すること。

ケージやキャリーバックに入れて同行避難できない場合は、リードを放さないようにしっかり持ち、被災動物の安全に気を配るとともに、周囲の人に危害を加えないよう配慮すること。

□ 適正飼育

飼養者等は、避難所で決められた飼育ルールや衛生管理方法等の遵守に努める。

●災害発生時には、飼養者等のそばに被災動物がいることによってつらい避難生活の中でも心の安らぎや支えが得られる一方、吠えてうるさい、咬まれる、毛が飛んで不衛生などといったことが原因でトラブルになることがある。

避難所は、動物が好きな人、嫌いな人、動物のアレルギーを持つ人、被災動物に不用意に手を出しかねない幼い子供など、多様な人々が暮らす場所であるため、飼養者等にとって普段以上に周囲への配慮が求められる。

避難所では、被災動物の世話や飼育場所の管理などを飼養者等の責任の下に行うこととなるので、市町村の指導に従い、飼養者等同士が協力して助け合うこと。仮設住宅での適正飼育についても同様であること。

○飼養者等は、市町村の協力を得ながら、自主的に「飼養者等の会」を立ち上げ、飼養者等同士が協力すること。

○物資の残量や支援物資の情報、保護動物の情報などについて共有すること。

○物資が不足する場合は、市町村災害対策本部等を通じて、青森県動物愛護センターに支援要請すること。

○動物が飼育できるエリアであっても、吠え声や排泄物の処理など他の被災者への配慮を忘れないこと。

## (2) 特定動物の飼養者等の役割

### イ 特定飼養施設の確認

特定動物の飼養者等は、直ちに特定飼養施設の安全確認と特定動物の確認を行い、特定飼養施設に補修が必要と認められた場合には応急処置を行い、特定動物の逸走等を防止する。

特定飼養施設に問題がない場合は、危害防止及び特定動物の健康管理に留意しながら適正に管理を行う。

- 特定飼養施設の状況については、平常時に1週間に1回以上（擁壁式施設等においては1日1回以上）点検を行い、不備が認められた場合は、直ちに補修することとしているが、災害発生直後にも必ず確認を行い、特定動物の逸走対策に万全を期すこと。

なお、避難した特定動物の飼養者等が給餌等を行うため、特定飼養施設へ戻る必要がある場合は、市町村の指示に従うこと。

### ロ 特定動物が逸走した場合の通報

特定動物の飼養者等は、特定動物が逸走した場合は、直ちに青森県動物愛護センター、警察署及び市町村に通報する。

- 特定動物は人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物であることから、災害時に特定動物が逸走しないようあらかじめ対策を立てておくこと。

万が一、特定動物が逸走した場合は、直ちに青森県動物愛護センター、市町村及び警察署に通報し、飼養者等自ら捕獲に努めること。

### ハ 特定動物の捕獲

特定動物の飼養者等は、特定動物が逸走した場合は、青森県動物愛護センター、市町村、警察署及び猟友会等と連携しながら特定動物を捕獲する。また、関係機関の協力を得て周辺住民への周知を行い、特定動物による危害の発生を防止する。

### ニ 特定動物の処置

逸走した特定動物の捕獲が困難な場合は、特定動物の行動を監視しながら、人の生命・身体及び財産の侵害を防止する観点から、逸走した特定動物の取扱いについて関係機関と協議し迅速に対応する。



### (3) 第一種及び第二種動物取扱業者の役割

被災動物が逸走した場合の対応

災害時に動物が逸走した場合には、原則として事業者自らが捕獲する。

ただし、近隣住民等の生命・身体又は財産の損害が危惧される場合は、青森県動物愛護センターに通報し、連携して対応する。

### (4) その他

多頭飼育者の被災動物が逸走した場合の対応

災害時に動物が逸走した場合には、原則として多頭飼育者自らが捕獲する。

ただし、近隣住民等の生命・身体又は財産の損害が危惧される場合は、青森県動物愛護センターに通報し、連携して対応する。

●多頭飼育者については、第一種及び第二種動物取扱業者に準じて対応すること。

## (資料 1)

### 参考資料

#### 【動物愛護管理関係】

- 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）
- 動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年4月7日政令第107号）
- 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年1月20日環境省令第1号）
- 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針  
（平成18年10月31日環境省告示第140号）
- 特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目  
（平成18年1月20日環境省告示第21号）
- 特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年1月20日環境省告示第22号）
- 第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目  
（平成18年1月20日環境省告示第20号）
- 第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目  
（平成25年4月25日環境省告示第47号）

#### 【動物愛護管理（災害）関係】

- 災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）
- 東日本大震災における被災動物対応記録集（環境省）
- 備えよう いつもいっしょにいたいから ペット動物の災害対策（環境省）
- 見つめ直して 人と動物の絆（環境省）
- グッドプラクティス集ー参考優良事例の紹介（環境省）
- 災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン（公益社団法人日本獣医師会）

#### 【災害関係】

- 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
- 防災基本計画（中央防災会議）
- 青森県地域防災計画（青森県）
- 青森県動物愛護管理推進計画（青森県）

## (資料2)

### 動物救護に係る法制度の整備状況 (主な災害関係部分)

#### ○動物の愛護及び管理に関する法律

##### 第二章 基本指針等

(動物愛護管理推進計画)

第6条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

##### 第三章 動物の適正な取扱い

###### 第三節 第二種動物取扱業者

(第二種動物取扱業の届出)

第24条の2 飼養施設（環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）を設置して動物の取扱業（動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの（以下この条において「その他の取扱い」という。）を業として行うことをいう。以下この条において「第二種動物取扱業」という。）を行おうとする者（第十条第一項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

<動物の愛護及び管理に関する法律施行規則>

(第二種動物取扱業者の範囲等)

第10条の5

3 法第二十四条の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 国又は地方公共団体の職員が非常災害のために必要な応急措置としての行為に伴って動物の取扱いをする場合

### 第三章 動物の適正な取扱い

#### 第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

(特定動物の飼養又は保管の許可)

第26条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医師法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

＜動物の愛護及び管理に関する法律施行規則＞

(飼養又は保管の許可を要しない場合)

第13条 法第二十六条第一項の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

二 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

### 第三章 動物の適正な取扱い

#### 第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

(許可の基準)

第27条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その申請に係る前条第二項第五号から第七号までに掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する基準に適合するものであること。

＜動物の愛護及び管理に関する法律施行規則＞

(許可の基準)

第17条 法第二十七条第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

三 特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置が、次のいずれかに該当すること。

イ 譲渡先又は譲渡先を探すための体制の確保

ロ 殺処分（イを行うことが困難な場合であった、自らの責任においてこれを行う場合に限る。）

## 第四章 都道府県等の措置等

### (動物愛護推進員)

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする。

## ○動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

### 第2 今後の施策展開の方向

#### 2 施策別の取組

施策別の取組は次のとおりである。関係機関等は、これらの施策について、平成29年度までにその実施が図られるように努めるものとする。

#### (8) 災害時対策

##### ①現状と課題

地震等の緊急災害時においては、動物を所有又は占有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、国や地方公共団体、獣医師会、動物愛護団体等によって行われてきているが、東日本大震災等の緊急災害時には、一部で関係機関等の連携が十分でない事例が見られた。今後は、これらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速・安全かつ適切に行われるようにするため、地域性・災害の種類に応じた準備体制を平素から確保しておく必要がある。

##### ②講ずべき施策

ア 動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても動物の取扱い等に関する位置付けを明確化すること等を通じて、所有者（飼い主）責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。また、関係省庁は、その体制の整備に向けた調整を図ること。

イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。

ウ 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進すること。

## ○第一種動物取扱業が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

(動物の管理)

第5条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

6 その他動物の管理は次に掲げる方法によること。

ニ 動物の飼養又は保管をする場合はにあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

## ○第二種動物取扱業が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

(動物の管理)

第5条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

7 その他動物の管理は次に掲げる方法によること。

ニ 動物の飼養又は保管をする場合はにあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

## ○災害時におけるペットの救護対策ガイドライン

飼い主の責任によるペットとの同行避難を原則とし、飼い主の自覚や責任を重視する一方、自治体、地方獣医師会、ボランティア等の役割について記載したガイドライン。

## ○災害対策基本法に基づく防災基本計画

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

国（内閣府等）、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。

「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等<sup>1</sup>の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策

## 第2章 災害応急対策

### 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

### 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

市町村（都道府県）は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

### 第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動

市町村（都道府県）は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

## 第12編 原子力災害対策編

### 第1章 災害予防

#### 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

地方公共団体は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど、体制の整備を図るものとする。

## ○青森県地域防災計画

災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、県は以下のとおり応急措置を講ずるものとする。

- ・避難所における動物の適正飼養

県は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市町村や獣医師会と

連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。

・ 特定動物の逸走対策

県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

・ 動物由来感染症等の予防上必要な措置

県は、動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講じる。

## ○青森県動物愛護管理推進計画

第5 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

地震、津波及び台風等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物等の逸走対策等について、以下のとおり措置を講ずるとともに、体制を構築します。

### 1 飼い主責任の明確化

災害時における動物の救護等が円滑に進むよう、飼い主責任を基本とした同行避難及び所有者明示の実施等、飼い主の責任の徹底に関する措置の実施を推進します。

### 2 動物の適正飼養

動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市町村や青森県獣医師会と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する必要な助言指導等を行います。また、動物の愛護、人への危害防止及び環境衛生の維持等の観点から、関係機関及び関係団体等と連携し、負傷動物及び放浪動物の保護収容を行います。

### 3 特定動物等の逸走対策

災害時に特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察、市町村等と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を行います。

### 4 動物由来感染症の予防上必要な措置

動物由来感染症を予防するため、情報提供及び負傷動物（野生動物を除く）の保護を行います。

### 5 応援協力関係

災害時対策の実施にあたり、関係機関及び関係団体等に対して積極的な協力を要請します。

### 6 災害時に備えた平常時からの対策

災害時に飼い主と動物がスムーズに避難できるよう、日常から動物のしつけ及び所有者明示の措置を行うとともに、緊急時に備え、動物用の避難用品及び備蓄品を確保しておくよう、飼い主に指導・助言を行います。



### (資料3)

## 災害時における動物救護活動に関する協定の概要

#### ○組織

本部長：県健康福祉部長

副本部長：獣医師会会長

#### ○連絡窓口

・ 県：保健衛生課

・ 獣医師会：獣医師会事務局

#### ○青森県動物救護本部の設置

大規模な災害が発生したときに、県と獣医師会の協議による。

#### ○県の活動

- ・ 飼養支援及び健康管理支援に必要な物資について可能な限り提供する。
- ・ 支援物資の管理を行う。
- ・ 動物救護活動の内容等について、報道機関やホームページ等を通じて情報の発信を行い、また、各種問い合わせ及び相談に対応する。
- ・ ペット災害対策推進協会との連絡調整を行うほか、必要に応じて他の自治体等の関係機関と連絡調整を行う。
- ・ 救済基金の管理を行う。
- ・ 避難所等への同行避難が困難とされた被災動物について、一時的に青森県動物愛護センターで保管し、保管中は健康管理を行う。
- ・ ボランティアの受け付けや調整を行う。

#### ○獣医師会の活動

- ・ 会員のうちから必要と認められる人数を動物救護活動に従事させるため被災地域へ派遣する。
- ・ 市町村等が設置した避難所等に避難した被災動物の健康診断を行い、必要に応じて治療、伝染病予防ワクチンの接種を行う。
- ・ 青森県動物愛護センターで一時的に保管されている被災動物の健康管理について、県から協力を求められた場合には、被災動物の健康診断を行い、必要に応じて治療を行う。

## 同行避難動物登録票

入所日	年 月 日
退所日	年 月 日

飼い主	氏名	フリガナ		
		漢字		
	避難前住所			
	電話			
動物	呼び名			
	動物種			
	品種			
	性別			
	特徴（毛色等）			
	犬の登録・狂犬病予防注射の有無	【登録】	有・無	
		【狂犬病予防注射】	済・未	
特記事項				

同行避難動物管理台帳

施設名： \_\_\_\_\_

管理責任者（担当者）名： \_\_\_\_\_

No.	入所日	退所日	動物種	品種	性別	呼び名	特徴（毛色等）	飼い主 氏名	連絡先	避難前住所	犬の登録・狂犬病 予防注射の有無
											【登録】 有・無 【狂注】 済・未
											【登録】 有・無 【狂注】 済・未
											【登録】 有・無 【狂注】 済・未
											【登録】 有・無 【狂注】 済・未
											【登録】 有・無 【狂注】 済・未
											【登録】 有・無 【狂注】 済・未
											【登録】 有・無 【狂注】 済・未
											【登録】 有・無 【狂注】 済・未
											【登録】 有・無 【狂注】 済・未
											【登録】 有・無 【狂注】 済・未

受付番号：

相談受付票

受付年月日	年 月 日	受付場所	
時間	時 分 ～	受付者	

受付区分	<input type="checkbox"/> 対面（来所） <input type="checkbox"/> 対面（避難所） <input type="checkbox"/> 電話
相談者	氏名：
	連絡先：
	避難場所：

相談内容	回答要旨

※飼育動物の行方不明の相談の場合は、「行方不明動物受付票」へ記入

受付番号：

行方不明動物受付票

受付年月日	年 月 日	受付場所	
受付時間	時 分	受付者	

受付区分	<input type="checkbox"/> 対面（来所） <input type="checkbox"/> 対面（避難所） <input type="checkbox"/> 電話			
届出者	氏名：			
	連絡先：			
	避難場所：			
行方不明動物の情報	行方不明日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分		
	行方不明場所			
	動物種	犬・猫・他 ( )	品種	
	呼び名		毛色	
	性別	雄・雌（不妊手術 未・済）	特徴	
	年齢		体重	
	首輪	有・無 色：	マイクロチップ <sup>®</sup>	有・無 番号：
	鑑札	有・無 番号：	注射済票	有・無 番号：
結果	発見日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分		
	発見場所			
	措置	<input type="checkbox"/> 返還：年 月 日		
		<input type="checkbox"/> 一時預かり：受付日 年 月 日 → 返還日 年 月 日		
		<input type="checkbox"/> 所有権放棄：受付日 年 月 日		
	収容	収容場所：		
		収容期間：年 月 日 ( ) ～ 年 月 日 ( )		
	その他	死亡確認：年 月 日		
保護収容受付番号：				
その他：				

## 一時預かり依頼書

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他( )	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:

動物救護センターに次のとおり私の所有する動物の一時預かりを依頼します。

- 私は、自然災害の発生により被災し、私の所有する動物の飼育が一時的に困難になったことから、自ら所有する上記動物の一時預かりを依頼します。
- 預かり期間は、\_\_年\_\_月\_\_日から\_\_年\_\_月\_\_日までとします。
- 私は、一時預かりを依頼している間に、自ら飼育できる状態にするか、知人などに飼育依頼を行うよう努め、可能になった時は、速やかにその旨を動物救護センターに連絡し、当該動物を引き取るものとします。
- 一時預かりにあたっては、動物救護センターが実施する保護動物の伝染病予防を目的としたワクチン接種、その他必要な検査に同意いたします。
- 一時預かり中に発生した疾病、負傷などについては、動物救護センターにおいて応急処置を施し、又は必要に応じて獣医師会会員病院に搬送することに同意いたします。
- 動物救護センターにおいて、保護施設の状況などにより一時預かりが困難な状況が生じた時には、一時預かりボランティアに動物を保護させることについては一任します。
- 動物救護センター等での保護期間中、やむを得ない事情により当該動物が死亡、逸走または負傷したとしてもその責任は問わず、損害賠償請求などは行いません。
- 動物の保護施設への搬入および搬出については、私自らの責任のもとに行います。また、一時預かりボランティアへの動物の搬入及び搬出に関わる詳細については、動物救護センターの指示に従います。
- 一時預かり依頼期間中は、所有者である私の所在を明確にし、避難場所の変更若しくは居住場所の変更については速やかに動物救護センターにお知らせします。
- 保護期間経過後、\_\_\_\_日間連絡がなかった場合は所有権放棄されたものとみなされても異議ありません。

青森県動物救護本部長 様

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 住所 \_\_\_\_\_  
 電話 \_\_\_\_\_  
 避難場所 \_\_\_\_\_

(裏面に「運転免許証」など身分を証明するもの写しを添付)

## 誓約書（返還）

平成 年 月 日

青森県動物救護本部長 様

住 所  
氏 名 印  
電話番号

私は、下記動物を（私所有の動物と確認しましたので）動物救護センターから引取り、再び私の家族の一員として迎え、担当獣医師の不妊手術や治療等に関する指示に従い、終生飼養することを約束いたします。

## 記

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他（ ）	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌（不妊手術 未・済）	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色：	マイクロチップ <sup>®</sup>	有・無 番号：
鑑札	有・無 番号：	注射済票	有・無 番号：

## 所有権放棄届

平成 年 月 日

青森県動物救護本部長 様

住所  
氏名 印  
電話

私は、下記の動物の所有権を放棄し、無条件・無償にて貴動物救護本部に引き渡します。  
この動物の取扱については、すべて貴動物救護本部にお任せし、今後いかなることについても一切の要求をしないことを申し添えます。

## 記

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他 ( )	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ <sup>o</sup>	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:



## 誓約書（譲渡）

平成 年 月 日

青森県動物救護本部長 様

住所  
氏名 印  
電話

私は、下記の動物を青森県動物救護本部より譲り受け、家族の一員として迎え、終生飼育すること、また、以下の事項を守り、他人に迷惑をかけないで飼育することを約束します。

狂犬病予防法を遵守し、犬の場合は生涯一度の登録と狂犬病予防注射の義務を果たし、鑑札及び注射済票を犬に必ず装着させます。

動物の習性を理解し、動物の健康保持に努め、疾病等に罹った場合には、私の責任において処置します。

譲渡を受けた動物の元の飼い主が判明し、返還などを求められた場合は飼い主に返還します。

## 記

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他（ ）	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌（不妊手術 未・済）	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色：	マイクロチップ <sup>®</sup>	有・無 番号：
鑑札	有・無 番号：	注射済票	有・無 番号：

管理番号：

## 収容動物管理票

保護収容受付番号			
収容日	年 月 日	引取り予定日	年 月 日

区 分	<input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 飼い主不明 <input type="checkbox"/> 所有権放棄		
収容区分	<input type="checkbox"/> 飼育者搬入 <input type="checkbox"/> 保護者搬入 <input type="checkbox"/> 行政・対策本部保護搬入		
保護場所			
<input type="checkbox"/> 飼い主	氏名		
	住所		
<input type="checkbox"/> 搬入者	電話番号		携帯電話
緊急連絡先	氏名		
	住所		
	電話番号		

動物種	犬・猫・他 ( )	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ <sup>®</sup>	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:
負傷の有無			
治療の有無 (内容)			

## 飼い主の判明

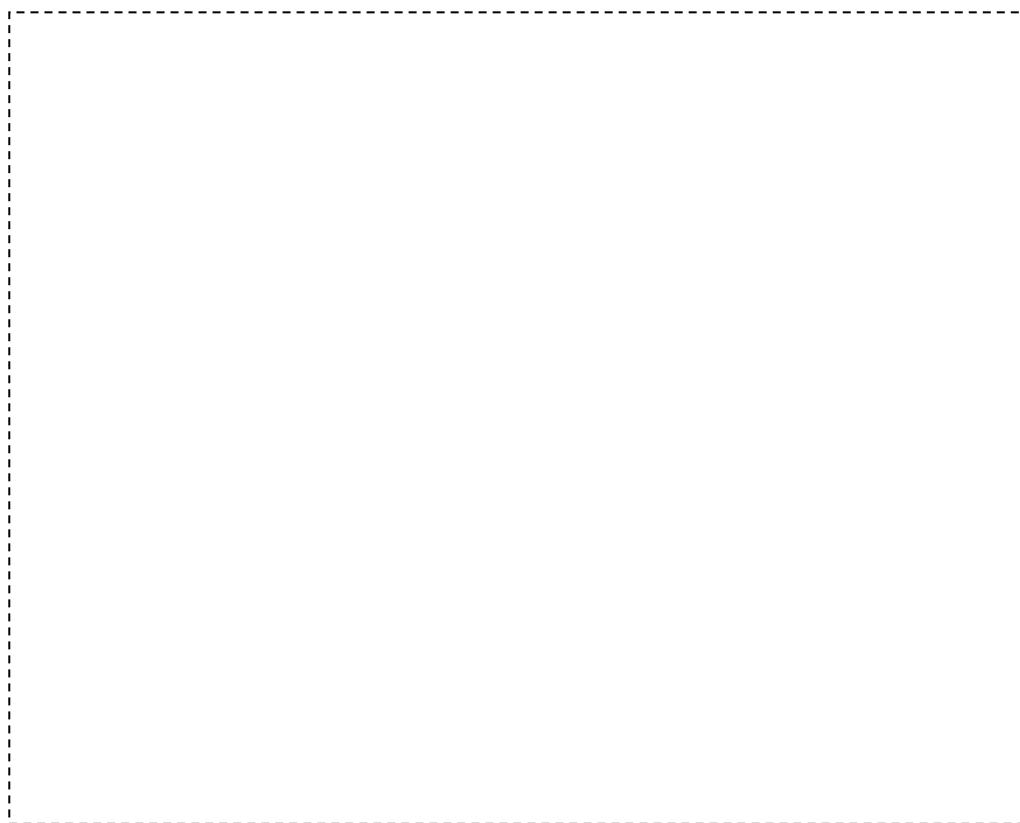
氏名	
住所	
電話番号	

経過	<input type="checkbox"/> 返還 ( 年 月 日)
	<input type="checkbox"/> 一時預かり (受付日: 年 月 日) → (返還日: 年 月 日)
	<input type="checkbox"/> 所有権放棄 (受付日: 年 月 日)
	<input type="checkbox"/> 譲渡 ( 年 月 日)
	<input type="checkbox"/> その他 (死亡: 年 月 日) ( )

裏面に写真添付

(裏面)

**【写真】**



**【備考】**



## 業務日誌

年	月	日	天候		記録者	
---	---	---	----	--	-----	--

## 【業務従事者】

所属	人数	備考
県・市町村職員		
獣医師		
団体職員		
ボランティア		
その他		
合計		

## 【来訪者】

所属	人数	備考
県・市町村関係		
動物愛護団体関係		
報道関係		
その他		
合計		

## 【保護・収容動物頭数】

	犬	猫	その他	合計	備考
前日の収容頭数					
本日保護収容頭数					
本日返還等頭数					
本日末の収容頭数					

## 【治療動物頭数】

	犬	猫	その他	合計	備考
治療頭数					

【活動内容】

--

【問題点】

--

【明日の予定】

--

【引き継ぎ事項】

--



## マスコミ取材簿

媒体種類	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・Web・その他（ ）				
媒体社名		担当部署		責任者名	
製作会社名		担当部署		責任者名	
タイトルと企画内容（なるべく詳しく）					
放送または掲出予定					
年 月 日	朝刊・夕刊		月号	段	ページ
時 分からの 分番組	0.A		時	分より	分間
取材・撮影日程（予定）					
月／日	曜日	時間	内容	場所	人数
/		時～			
/		時～			
/		時～			
/		時～			
/		時～			
<p>■企画書・進行台本の提示</p> <p>■取材撮影に際しては、プライバシーを尊重し、人と動物の安全を第一に本部・センタースタッフの指示に従う。</p> <p>■事前に提出した企画書（予定表）以外に新たに追加される企画、番組内容はその都度、本部・センターの了承を得る。</p> <p>■個人に対する取材やインタビューは必ずセンターを通じて申し込み、直接交渉はしない。</p>					

診療記録簿

年 月 日

記録獣医師名 \_\_\_\_\_

所属（支部名など） \_\_\_\_\_

連絡先電話 \_\_\_\_\_

	症状	治療	申し送り
No.			
呼び名			
犬・猫・他（ ）			
雄・雌（不妊手術 未・済）			
No.			
呼び名			
犬・猫・他（ ）			
雄・雌（不妊手術 未・済）			
No.			
呼び名			
犬・猫・他（ ）			
雄・雌（不妊手術 未・済）			
No.			
呼び名			
犬・猫・他（ ）			
雄・雌（不妊手術 未・済）			
No.			
呼び名			
犬・猫・他（ ）			
雄・雌（不妊手術 未・済）			



## 動物移動記録簿

No.

登録番号				入所日	年 月 日
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他 ( )			品種	
呼び名		年齢		性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)
出所日時	年 月 日 午前・午後 :				
獣医師名	印				
受入れ動物病院名				電話	
移動理由	<input type="checkbox"/> 不妊手術 <input type="checkbox"/> 去勢手術 <input type="checkbox"/> 治療 (主な病名または主症状を記録)			手術 実施日	年 月 日
帰所日時	年 月 日 午前・午後 :				

## 入院治療報告

入院期間	年 月 日から 年 月 日まで
診断名	
検査内容	
治療内容	<input type="checkbox"/> 内科治療 <input type="checkbox"/> 軽度の外科治療 <input type="checkbox"/> 手術 <input type="checkbox"/> 他

治癒・経過良好・要抜糸・要加療・要観察

死亡 年 月 日

原因 \_\_\_\_\_

病名 \_\_\_\_\_



## ボランティア登録用紙

受付 No.

- 一般ボランティア  
一時預かりボランティア

## [申込者]

氏名		年齢	才	性別	男・女
現住所					
電話		携帯電話			
緊急時 連絡先	氏名				続柄
	住所				電話

## [活動が出来る日]

期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日						
曜 日	日	月	火	水	木	金	土
時間帯	時 ~ 時						

## [希望活動内容：一般ボランティア]

被災動物の世話	給餌、運動、手入れ、清掃・消毒、健康チェックなど
施設の運営維持	作業衣の洗濯・補修、施設・設備の拡充・補修など
事務管理	被災動物の飼育者との連絡調整、ボランティアとの連絡調整
その他	

## [一時預かり：一時預かりボランティア]

一時預かり場所	
動物種	犬・猫・他（ ）
一時預かりが可能な頭数	頭
一時預かりの方法	

## [その他]

--

## 誓約書（一般ボランティア）

- 1 青森県動物救護本部の活動方針を理解し、自己流の解釈で業務に従事せず、単独行動を避け、班長および担当者の指示に従うこと。
- 2 施設内の一切の資材・機材に故障が生じたり、自ら損傷させた場合には、班長もしくは、担当者に申告すること。
- 3 飲食及び喫煙は、他の者に迷惑が掛からないように留意し、定められた時間帯と場所でのみ行うこと。
- 4 各自の貴重品については、盗難及び紛失などの事故が起きないように、自己管理に努めること。なお、各自の貴重品の盗難、紛失並びに損傷などについて、青森県動物救護本部は責務を負わず、一切弁償・弁済を行わない。
- 5 咬傷事故等に遭わないように、動物等の取扱いに十分注意すること。ボランティア活動における咬傷事故や不慮の事故に対しては、ボランティア保険が適用されるが、その補償額を超えての保証は行わない。
- 6 青森県動物救護本部及び動物救護センターで知り得た一切のことは、第三者に口外しないこと。
- 7 スタッフ間の融和を保ち、青森県動物救護本部及び動物救護センターの品位を著しく傷つけたり、第三者からの誤解を招く様な言動を取らないこと。
- 8 他の者と融和を保てず協調性に欠けるボランティアは、青森県動物救護本部及び動物救護センターから退去を求められることがある。

私は、上記の事項を承諾し、青森県動物救護本部及び動物救護センターの規律を守り、ボランティア活動を行うことを誓います。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

（20歳未満の未成年者の場合）

保 護 者 \_\_\_\_\_ 印

## 誓約書（一時預かりボランティア）

平成 年 月 日

青森県動物救護本部長 様

住所

氏名

印

電話

私は、次の事項を承認し、下記の被災動物を動物救護センターから預かり、家族の一員として迎え、飼育することを約束します。

- 1 飼育方法等に関して動物救護センターの指示に従います。
- 2 被災動物の飼い主が被災動物に面会を要請した場合は、誠意を持って応じます。
- 3 被災動物が逸走した場合は、速やかに動物救護センターへ連絡いたします。
- 4 やむを得ず飼育が困難となった場合は、動物救護センターに返還します。
- 5 被災動物の飼い主が返還を要求した場合は、動物救護センターを通して速やかに返還します。
- 6 動物救護センターが返還を要求した場合は、速やかに返還すると共に、一切の経費の請求はいたしません。
- 7 引き取り動物について動物救護センターから現況調査等の依頼がある場合には、調査に協力します。

記

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他（ ）	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌（不妊手術 未・済）	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色：	マイクチップ <sup>o</sup>	有・無 番号：
鑑札	有・無 番号：	注射済票	有・無 番号：

動物救護センター

電話 017 - 726 - 6100